

やさお福祉センター

重度障がいのある方に対する支援事業

重度障がいのある方を対象に経済的支援を行っています。各助成、手当を利用するためには申請が必要です。

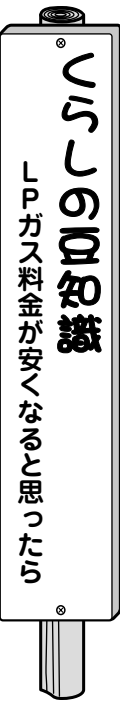
重度心身障がい者医療費助成

医療機関や院外処方薬局で支払った医療保険適用内の自己負担分を助成します。

在宅重度心身障害者手当

3月)に支給します。ただし、平成22年4月1日以降に65歳以上の方で、手帳の新規取得または等級変更により、手当の対象になった方は月額2500円を支給します。

※65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方は、後



LPガス料金が安くなると思ったら

「事例」「ガス料金を安くします」とLPガス業者が訪問してきた。安い方がよいので販売店変更のため現在契約している販売店に連絡したところ、「配管設備は当社のもの。解約するならば配管設備代15万円を払ってほしい」と言われた。4年前に建売住宅を購入したときにそんな説明はなかった。払う必要があるのか。

LPガス(プロパンガス)業界では、ガス販売業者が新築建物に無償で配管工事を行い、その家の購入者に自社のガスを継続的に契約してもらう慣行がありました。無償と言っても、配管代は毎月ガス料金に組み込まれており、分割払いと同じことです。そのため、契約先を変更するとき、配管代の残りの代金を請求される場合があります。

①現在の販売業者との契約内容を確認

期高齢者医療費保険証の交付が受けられます。

月額5000円を年2回(9月、3月)に支給します。ただし、平成22年4月1日以降に65歳以上の方で、手帳の新規取得または等級変更により、手当の対象になった方は月額2500円を支給します。

※施設に入所されている方は除きます。また、手当対象者が住民税を課

特別障害者手当

月額2万6340円を年4回支給します(2月、5月、8月、11月)。

※所得制限あり

※施設に入所されている方および継続して3カ月を超えて、病院などに入院されている方は除きます。

障害児福祉手当

月額1万4330円を年4回支給します(2月、5月、8月、11月)。

LPガス料金が安くなると思ったら

認みましょう。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)」により、LPガス事業者は消費者に取引条件を明確にした書面(液石法14条書面)を交付する義務があります。現在の販売業者から交付されたこの書面で設備の所有関係を確認します。また、住宅の購入や建築時に、配管設備代金などが住宅の価格に含まれていたかを重要事項説明書や請負契約の工事費内訳書で確認します。

これらの契約内容により、配管設備代金を支払う必要があるかを判断してください。

②ガス販売業者と契約するときは、メンテナンスの体制や、将来解約したときの負担など、業者に十分確認するようにしましょう。また、液石法14条書の確認も必要です。

LPガスに関するトラブルの相談や問い合わせは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

税されている場合は、支給停止になります。

特別障害者手当
月額2万6340円を年4回支給します(2月、5月、8月、11月)。

※所得制限あり

※20歳以上で精神または身体の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

※施設に入所されている方および継続して3カ月を超えて、病院などに入院されている方は除きます。

障害児福祉手当
月額1万4330円を年4回支給します(2月、5月、8月、11月)。

※所得制限あり

※20歳未満で日常生活において極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障がい者など) 障がい福祉課 ☎428

③LPガス料金は都市ガスや電気などの認可料金とは違い、ガソリンや灯油などと同様に自由料金ですので、地域や販売店によって料金が異なります。このため最初は安くても数年後にはさほど安くなる可能性もあります。

LPガス料金は、石油情報センターで地域ごとの平均価格を公表していますので参考にしてください。

④LPガスの訪問販売は「特定商取引に関する法律」の規制対象になります。業者が訪問してLPガスの勧誘や販売をするときは、勧誘に先立ち氏名を明示して、勧誘目的を告げなければなりません。書面の交付義務があり、断っている人への再勧誘は禁止されています。たとえ契約しても、契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリングオフができます。

LPガスに関するトラブルの相談や問い合わせは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

商工観光課 ☎336、消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| <h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>日毎週金曜日(祝日を除く) 午後1時20分~4時</p> <p>場市民相談室 定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p> | <h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>日7月13日(水) 午後1時30分~3時30分</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p> | <h3>多重債務相談</h3> <p>借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)</p> <p>日7月14日(木)・28日(木) 午後1時20分~4時20分</p> <p>場市民相談室 定6人(事前予約制)</p> <p>商工観光課 ☎336</p> | <h2>7月 各種無料相談</h2> <p>☎996-2111</p> <p>★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。</p> | |
| <h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>7月は休み</p> <p>広聴広報課 ☎373</p> | <h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>日7月4日(月) 午後1時~4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p> | <h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)</p> <p>日毎週水曜日(祝日を除く) 午前10時~午後4時</p> <p>場市役所駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p> | <h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>日7月11日(月) 午後1時~2時30分</p> <p>場保健センター 定2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎995-3381~3</p> | <h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあっせんについての相談</p> <p>日毎週火曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 午後1時~3時30分</p> <p>場市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎274</p> |
| <h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前10時~正午 午後1時~4時</p> <p>場消費生活相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p> | <h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>日7月14日(木) 午後1時~4時</p> <p>場第3会議室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p> | <h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>日7月3日(日)・17日(日) 午前10時~午後4時</p> <p>場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p> | <h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談</p> <p>日7月6日(水)・20日(水) 午後1時~4時(電話相談可)</p> <p>場身体障害者福祉センターやすらぎ</p> <p>社会福祉協議会 ☎998-7616</p> | <h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時30分~午後4時</p> <p>場教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p> |
| <h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談</p> <p>日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後4時</p> <p>場家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p> | <h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>日7月28日(木) 午前10時~午後1時</p> <p>場だいばら児童館わんぱる 定6人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎999-0321</p> | <h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>日毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前10時~午後3時</p> <p>場中央保育所 ☎998-7711</p> | <h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>日7月3日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日(祝日を除く) 午後5時15分~7時</p> <p>場納税課</p> <p>納税課 ☎330</p> | <h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>日7月12日(火) 午後1時~4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p> |